

福岡県 自転車 条例



福岡県自転車の安全で適正な利用の
促進に関する条例が制定されました。

(平成29年4月1日施行)

※一部の規定は平成29年10月1日施行

交通ルールとマナーを守り、自転車を安全に利用しましょう!

自転車の安全利用の促進

- 夜間のライト点灯
- 飲酒運転の禁止
- 運転中の傘差し、携帯電話の使用禁止

交通安全教育の充実

- 子どもや高齢者のヘルメット着用

自転車保険加入の
努力義務化
10月1日施行

自転車小売業者など
による情報提供の義務化
10月1日施行

詳しくは、福岡県ホームページをご覧ください。 [福岡県 自転車条例](#) 🔍検索

